

東京都公安委員会告示第 2,188 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 15 日

東京都公安委員会

記

1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり

2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

3 弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 12 日

4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

森沢 隼彦
海川商事 合同会社
株式会社ロボケン
GREEN TECH合同会社
株式会社 アイメディカル
株式会社 RIO工業
JOSHAWA S JACKSON
磯部 隼
柳田 啓輔
柳田 啓輔
有限会社 ブリッジリンク
株式会社 エディ・プロケード
宮下 裕
株式会社まるへ

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-101-260914-405192)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-106-260808-205880)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-107-260820-202449)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-108-260926-208095)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-111-260912-201146)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-113-260818-202910)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-113-260910-419429)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-219-260911-416077)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-331-260925-419481)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-550-260921-411172)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-777-260827-410310)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-779-260811-205160)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-876-260907-426036)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-892-260911-201437)